

行動計画策定

労働者（以下、働きさん）が仕事と子育てを両立させることができ、働きさん全員が働きやすい環境をつくることによって全ての働きさんがその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和 2年 4月 1日から令和 5年 3月 31日までの3年間

2 内容

目標1 妊産婦である女性労働者（働きさん）の健康の確保について、労働者の体調を考えて勤務を調整することや相談体制の整備等を実施する。

<対策>

- ・令和2年 4月 目標達成に向けて勤務や相談体制の内容の検討を開始する。
- ・令和2年 6月 目標達成に向けて勤務や相談体制を整備する。
- ・令和2年 8月 研修やポスター掲示等の周知方法を検討する。
- ・令和2年10月 働きさんへの周知を実施する。
- ・令和3年 4月 働きさんへの周知を再度実施し、徹底させる。
- ・令和4年 4月 周知の実態を調査審議し、徹底させる。
- ・令和5年 3月 目標達成予定

目標2 小学校就学までの子供を育てる労働者（働きさん）について、所定労働時間を超えて労働させない制度の措置を実施する。

または、その他の労働者（働きさん）について所定労働時間を超えての労働を削減する措置を実施する。

<対策>

- ・令和2年 4月 目標達成に向けて制度を利用できるような体制作り、及び規程の見直しの検討を開始する。
- ・令和2年 6月 目標達成に向けての体制及び規程を整備する。
- ・令和2年 7月 研修やポスター掲示等の周知方法を検討する。
- ・令和2年 8月 働きさんへの周知を実施する。
- ・令和3年 4月 働きさんへの周知を再度実施し、徹底させる。
- ・令和4年 4月 周知の実態を調査審議し、徹底させる。
- ・令和5年 3月 目標達成予定